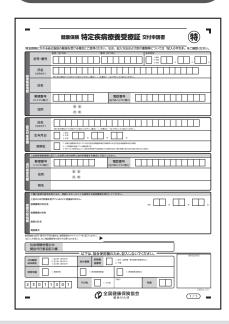


# 健康保険 特定疾病療養受療証 交付申請書 記入の手引き

特定疾病にかかる自己負担の軽減を受ける場合にご使用ください。

#### 申請書は1ページです。 漏れなく正確にご記入ください。



## 添付書類(※)をご用意ください。

- ●申請書の医師の証明欄に証明を 受けられない場合
- ・特定疾病に関する意見書または 特定疾病にかかったことを証明 する書類(診断書等)

### 特定疾病にかかる自己負担限度額

特定疾病にかかる自己負担限度額は1万円です。ただし、人工腎臓を実施している慢性腎不全の方の うち、70歳未満の上位所得者(標準報酬月額53万円以上の方)とその70歳未満の被扶養者は、自己負 担限度額が2万円となります。

### 対象特定疾病

- ①血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第WI因子障害又は先天性血液凝固第IX因子障害
- ②人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 (HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る)

#### 注意事項

特定疾病の高額療養費の特例は、保険者の認定を受けることにより該当し、発効日から有効となります。 ☞発効日は申請月の初日(健康保険加入月の場合は資格取得日)となります。

※協会けんぽの処分決定後は、ご提出いただいた書類の返却はできません。

#### マイナ保険証をご利用ください

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナ保険証として医療機関等を受診できます。なお、本申請により、協会けんぽから特定 疾病療養受療証の交付を受けることにより、特定疾病療養受療証の医療機関等窓口への提出は不要となり、認定を受けた疾病による保険診療の窓口負 **扫額が一定の白己負担限度額までとなります。** 

ぜひ、マイナ保険証をご利用ください。 ※オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合や、協会けんぽにマイナンバーの登録が行われていない場合は、特定疾病療養受 療証を医療機関等の窓口に提出いたくだく必要があります。

#### ご提出・お問い合わせ先

次ページに記入例があります。

協会けんぽ

検索

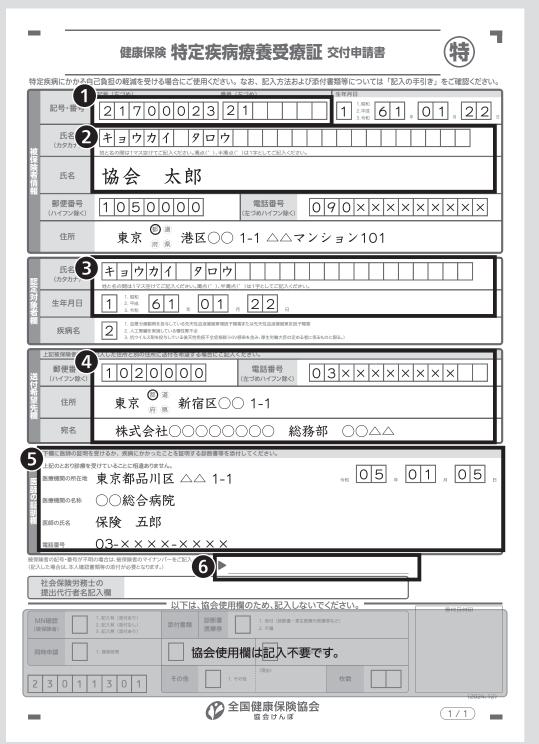
申請書のご記入後は、協会けんぽ都道府県支部に郵便でご提出ください。 \*各支部の所在地・電話番号などは、協会けんぽホームページをご覧ください。

# 記入例 特定疾病療養受療証 交付申請書

- ・生年月日、日付が一桁の場合は、左のマスを0で埋めてください。
- ・訂正される場合は、訂正箇所を二重線(黒)で抹消して、正しい内容をご記入ください。
- 1 資格情報のお知らせ等に記載されている記号と番号をご記入ください。 ※技番は記入不要です。
- を 被保険者の氏名をご記入ください。機械(OCR)処理をしますので、必ず氏名(カタカナ)もご記入くださ

資格情報のお知らせ

- **3** 療養する方の氏名(カタカナ)、生年月日をご記入ください。
- 自宅での受け取りができない場合などにご記入ください。 不備等により書類をお返しする場合もこの送付先に送付します。
- 医師の証明欄記入の際には、日付も忘れずにご記入ください。



**6** 被保険者のマイナンバーは、**④の記号と番号が不明の場合のみ**ご記入ください。

なお、被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の添付書類が必要です(※1)。本人確認書類貼付台紙(※2)に、 ② ② の両方を貼付のうえ、申請書に添付してください。

- ② 身元確認を行うための書類(いずれか1点)
  - ・被保険者の個人番号カード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する 写真付き身分証明書のコピー
- ④ 番号確認を行うための書類(いずれか1点)
  - ・被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー、被保険者の個人番号が記載された住民票か住民票記載事項証明書
- (※1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められています。
- (※2) 協会けんぽのホームページでダウンロードすることができます。